

2

第2章 全体構想

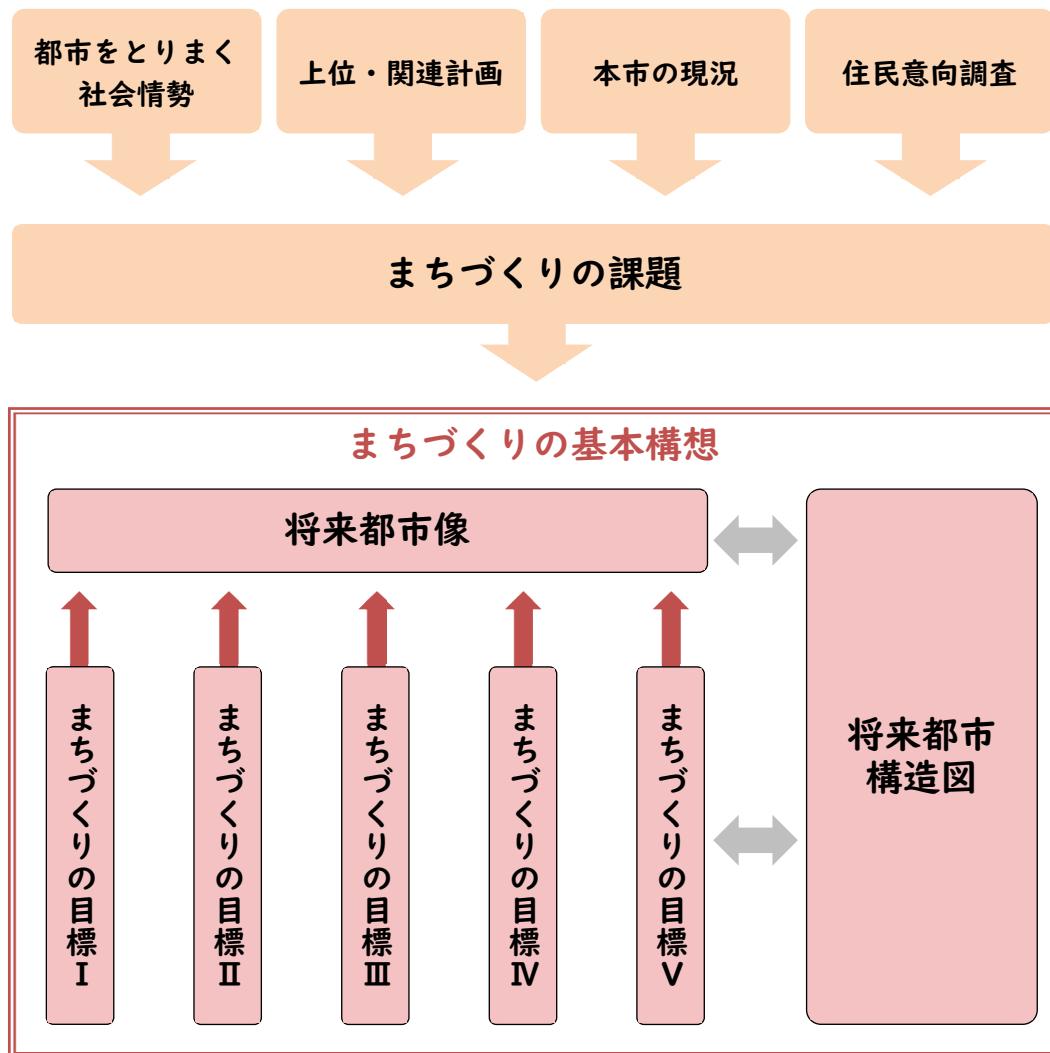
I まちづくりの基本構想
2 分野別の整備方針

第2章 全体構想

I まちづくりの基本構想

I. I 基本構想の概要

基本構想では、まちづくりの課題を踏まえ、本市の将来のまちづくりの方向性として、都市の姿（目的）を表す「将来都市像」とその達成に向けた「まちづくりの目標」、実現化しようとする都市の空間構成「将来都市構造図」を整理します。



I.2 将来都市像

将来都市像は、本計画の推進により実現を目指すまちの姿のことです。まちの特性や課題、将来に対する希望やメッセージを込め、概ね20年後の将来都市像を以下のとおり定めます。

人があつまる まちがつながる ミライがひろがるまち 大村



これまで、本市は、恵と潤いをもたらす大村湾や丘陵地の緑を大切に守りながら、平野部には良好な市街地を形成し、県内有数の住みやすいまちとして発展してきました。また、西九州新幹線の開業により、空港・新幹線・高速道路が揃うまちとして、都市環境のポテンシャルが一層高まりをみせています。

こうした「都市と自然が調和した豊かな自然環境」や「充実した高速交通体系などの良好な都市環境」は、市民の貴重な財産、魅力であり、今後の一層の発展に向けて、未来の世代へ引き継いでいく必要があります。

そうした魅力を活かすことにより、安心して暮らし続けることができるまち、多様なライフスタイルを実現できるまちとして、人があつまり、新幹線沿線市町をはじめとした国内外の様々なまちとつながることで、ミライがひろがる魅力あふれるまちづくりを目指します。

第2章 全体構想

1.3 まちづくりの目標

将来都市像の達成に向けたまちづくりの目標を以下のように設定します。

目標I

多様な都市活動を支える持続可能でコンパクトなまちをつくります

- (1) 多様な都市活動や市民の暮らしを支える都市機能を都市や地域の拠点に集積し、高速交通や各拠点、市街地から離れた地域などを結ぶ公共交通と道路のネットワークを構築することで、コンパクトで機能的なまちづくりを進めます。
- (2) 本市の恵まれた高速交通体系を地域産業の活性化に繋げるため、産業活動を支える基盤整備や、企業誘致等による産業集積を推進します。
- (3) ユニバーサルデザインの理念に基づく各種整備の推進、歩行者・自転車に配慮した交通環境の整備など、人や環境にやさしいまちづくりを進めます。
- (4) AI や IoT など最先端技術を活用した暮らしの利便性向上や産業発展を図るなど、Society 5.0 の実現に向けたまちづくりを進めます。

目標II

元気・笑顔の暮らしを支える、快適な居住環境をつくります

- (1) 医療、福祉、子育て、生活利便施設等の身近な生活サービスや地域コミュニティへの支援により、住み続けたい、住み続けられるまちづくりを進めます。
- (2) 道路や公園、上下水道などの暮らしを支える都市施設の整備や、空き家管理等を含めた防犯対策などにより、安全・安心・快適に暮らせる居住環境の形成を進めます。
- (3) 豊かな自然や良好な居住環境、充実した高速交通などを活かし、様々なライフスタイルを創出・提案することで、住んでみたいまちづくりを進めます。

目標III

自然や歴史・文化を活かし、まちの潤いと魅力を創出します

- (1) 大村湾、多良山系などの豊かな自然や、市街地周辺に広がる田園空間、それらに育まれた風土や街なみなどを保全・活用し、地域を彩る自然・地形に配慮したまちづくりを進めます。
- (2) 公園緑地や街路樹の整備、公共施設の緑化など、都市のみどりの保全・創出を推進し、潤いのある低炭素なまちづくりを進めます。
- (3) 大村公園、長崎街道周辺に広がる城下町や宿場町など、個性豊かな歴史・文化を活かしたまちづくりを進めます。

目標IV 自然災害に強くしなやかさを持った、安全・安心なまちをつくります

- (1) 自然災害が頻発化・激甚化する中、災害の発生防止や被害低減に向けた河川整備や土砂災害防止対策、流域治水を含めた総合的対策により災害に強いまちづくりを推進します。
- (2) 災害ハザードエリアにおける開発抑制や災害リスクの低いエリアへの立地誘導などにより、災害被害を回避することができるまちづくりを推進します。
- (3) 避難所をはじめとした防災拠点施設や緊急輸送路の整備、市内の道路ネットワークの充実、災害時の高速道路及びS A・P A・I C・スマートI C等との連携により、災害時の避難や救援活動等を支えるまちづくりを推進します。

目標V 賑わいと成長をもたらす、新たな交流・連携を展開します

- (1) 充実した高速交通体系を活かし多様な地域間交流を促進するとともに、豊かな自然や歴史・文化を活かした観光施策と交通施策の連携等により、新たな交流・賑わいを創出します。
- (2) 新幹線沿線市や大村湾流城市町など、様々な地域との連携により広域観光周遊や大村湾を活かした地域活性化を推進します。
- (3) 賑わいを支える人と人との交流や、連携を育む市民協働によるまちづくりを推進します。

第2章 全体構想

1.4 将来都市構造

(1) 基本的な考え方

1) 基本概念

本市が目指すまちづくりの実現に向けて、土地の使い方、都市施設の配置や都市機能の集積等のあり方について、将来都市構造として整理します。

本計画では、「将来都市像」「まちづくりの目標」を踏まえ、『環境に配慮した持続可能でコンパクトプラスネットワークのまちづくり』を都市構造の基本的な考え方として、以下の観点より進めます。

- 本市の空間構成の背景となる、海～まち～山の特性を活かします。
- 都市骨格軸で、主要な拠点を結び、まとまりのある市街地形成を進めます。
- 都市機能の集積を促進し、市民の生活を支えるとともに、地域の魅力や個性を最大限発揮する拠点の形成を進めます。また、拠点を中心として利便性・快適性が高く、効率的で安全・安心な居住環境を創出します。
- 公共交通体系及び道路網により拠点を結び、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進します。

2) 構成要素

面的要素	<p>ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none">○機能ごとに区分した土地のまとまり
線的要素	<p>軸</p> <ul style="list-style-type: none">○都市を形成する骨格○各拠点の連携・交流を図る動線
点的要素	<p>拠点</p> <ul style="list-style-type: none">○都市活動の中心的な場で、地区特性に応じて各種機能の集積を図る地区○交通、産業、自然など、一つの機能が特化・集約した地区

(2) 都市構造

I) ゾーン

海～まち～里山～山の特性を活かしたゾーンの配置を行います。都市を取り囲む豊かな自然環境を保全する区域、市街化を進める区域や自然と調和した居住環境を形成する区域など、それぞれの特性に応じた土地利用を展開し、環境に配慮した持続可能でコンパクトプラスネットワークのまちづくりを進めます。

都市 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○都市活動、都市生活の中心となるゾーン ○都市軸を骨格として各地域を有機的に結ぶことで、コンパクトにまとった市街地の形成を図ります。それにより、賑わいとゆとりある市街地環境を創出する役割を担います。
田園住宅 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○みどり豊かな田園環境の保全を図るとともに、里山、農地など、自然環境と調和した住宅形成を図るゾーン ○営農環境の維持を図るとともに、人と自然の交流や都市と農村の交流を提供する役割を担います。
森林 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○主に森林の保全を図るゾーン ○水源かん養、災害防止、木材生産など、森林が持つ多面的機能の保全を図るとともに、市民及び観光客の憩い・交流の場としての役割を担います。
海辺 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○大村湾に面した海辺のゾーン ○自然との共生に配慮しながら大村湾沿岸の保全を図るとともに、人に身近な水辺空間は、都市に魅力とうるおいをもたらす役割を担います。



都市ゾーン



田園住宅ゾーン



森林ゾーン



海辺ゾーン

第2章 全体構想

2) 軸

南北の骨格となる国道34号、東西の骨格となる都市計画道路池田森園線を、都市内外の交流を促進し市街地形成を進める都市骨格軸として位置づけます。

また、都市骨格軸を基本に地域の拠点を結ぶ交通ネットワークを地域連携軸として位置づけ、コンパクトにまとまった市街地の形成を進めます。

都市骨格軸



- 都市を形成する骨格となる軸
- 本市の中心的な拠点（都市拠点・地域拠点・産業拠点）を結び、都市の一体性を確保する役割を担います。
- 充実した高速交通体系を結び、その機能を高める役割を担います。

地域連携軸



- 「都市拠点」「地域拠点」と「地区拠点」を結び、市民の日常生活を支える役割を担います。

3) 拠点

都市の活力を生み出し、地域の生活を支える拠点を位置づけます。そのため、地域の特性に応じて都市機能の集積を促進し、地域の拠点性を発揮します。また、日常生活にかかわりの深い生活の拠点、産業の拠点、より豊かで魅力的な都市空間を構成するための自然・レクリエーション拠点を配置します。

特に、市域全体の生活や産業、広域的な交流を支える「都市拠点」や、市民の生活を支える「地域拠点」「地区拠点」においては、生活の利便性・快適性を享受でき、徒歩や自転車、公共交通により移動しやすい生活圏の形成を図ります。

都市拠点



- 住む人、訪れる人の賑わいや交流の創出、文化の発信など本市の中心地としての役割を担います。
- 産業、行政、医療、教育機能など、多様なサービスを提供する都市生活の中心的な役割を担います。
- 3地区が役割分担・連携し、一体となって市民の生活や経済活動等を支える役割を担います。
※新大村駅周辺地区、大村駅周辺地区、市民病院周辺地区

地域拠点



- 周辺地域の生活を支え、地域間格差を是正する役割を担います。
※車両基地駅周辺地区、医療センター周辺地区

地区拠点



- 地域の身近な生活支援、サービスを提供する役割を担います。
※鉄道駅・出張所周辺

産業拠点



- 雇用、産業機能を創出する役割を担います。
- 県央の産業拠点として、産官学の連携を促進し、ハイテク産業の集積や研究機関の誘致を図るなど、産業の振興を牽引する役割を担います。
※オフィスパーク大村、大村ハイテクパーク、第2大村ハイテクパーク

自然・ レクリエーション拠点



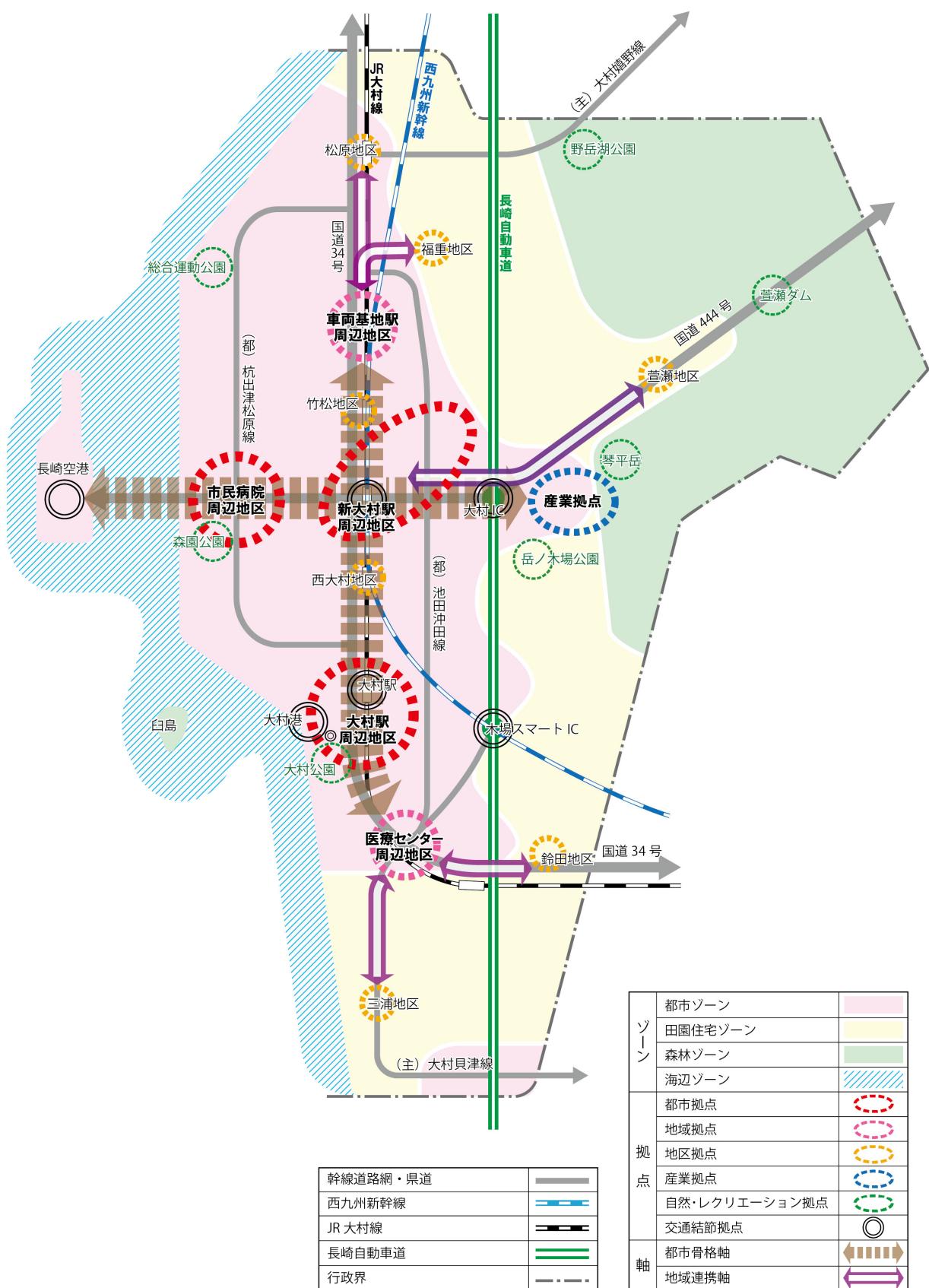
- 市民及び訪れる人の健康増進やスポーツ振興などを提供する役割を担います。
- 自然とのふれあいや都市のうるおいを生み出す役割を担います。
※大村公園、森園公園、総合運動公園等

交通結節拠点



- ひと・もの・情報の交流や連携を高める役割を担います。
- 国際交流、都市間交流を促進し、都市活力を創出する役割を担います。
※空港、主要鉄道駅、高速道路IC、港湾

将来都市構造図



第2章 全体構想

2 分野別の整備方針

まちづくりの目標や、本市が目指す将来都市構造を実現するため、まちづくりの基本方針や整備方針を以下の7つの分野ごとに定めます。

<将来都市像>
人があつまる まちがつながる
ミライがひろがるまち 大村

<まちづくりの目標>

目標Ⅰ 多様な都市活動を支える持続可能でコンパクトなまちをつくります

目標Ⅱ 元気・笑顔の暮らしを支える、快適な居住環境をつくります

目標Ⅲ 自然や歴史・文化を活かし、まちの潤いと魅力を創出します

目標Ⅳ 自然災害に強くしなやかさを持った、安全・安心なまちをつくります

目標Ⅴ 賑わいと成長をもたらす、新たな交流・連携を展開します

<分野別の整備方針>

土地利用及び拠点の整備方針

道路・交通の整備方針

水とみどりの整備方針

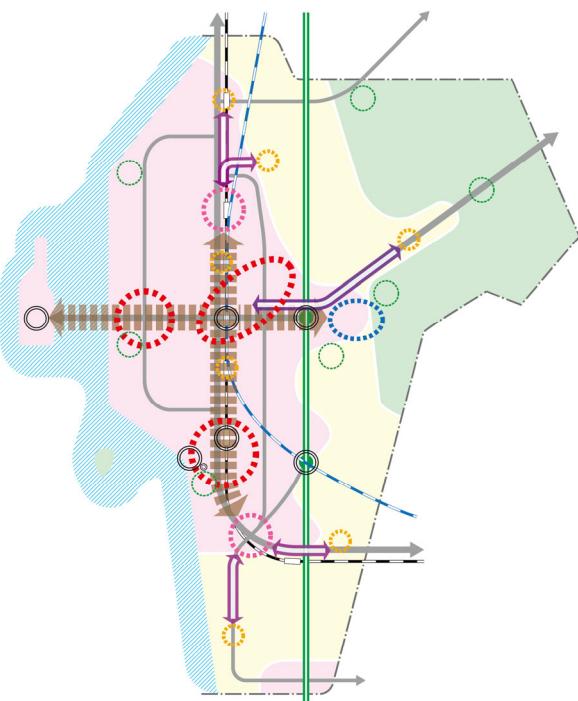
上下水道の整備方針

居住環境の整備方針

景観形成の整備方針

安全・安心まちづくりの方針

<将来都市構造>



2.1 土地利用及び拠点の整備方針

1-1 基本方針

自然環境との共生による土地利用の推進

大村湾、多良山系、丘陵部に広がる農地など、都市を取り囲む美しく豊かな自然環境の保全を前提とした土地利用を進めます。このため、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などの各種土地利用規制に基づく適正かつ計画的な土地利用を推進します。

市民生活や都市活動を支える拠点と良好な市街地環境の形成

都市拠点、地域拠点及び地区拠点において、それぞれの役割・規模に応じた都市機能の集積を図り、市民の暮らしや様々な都市活動が展開される場として、良好な市街地環境の形成を図ります。また、拠点と公共交通、道路網との連携を図り、無秩序な市街化を抑制しながらコンパクトで機能的な市街地の形成を図ります。

地区特性に応じた土地利用と市街地整備の推進

本市の個性を發揮し、賑わいや魅力を創出するため、きめ細かい土地利用ルールの活用、中心市街地の活性化、歴史・文化や自然資源を活かしたまちづくりなど、地区特性に応じた土地利用の規制誘導や市街地整備を進めます。



大村 IC から長崎空港を望む景色

第2章 全体構想

I-2 土地利用の区分・配置

将来都市構造で整理したゾーンの位置づけに基づき、海～まち～里山～山から構成される地形条件に配慮しながら、それぞれの特性を活かした土地利用の区分・配置を進めます。

土地利用の区分・配置

区分	土地利用区分	配置
都市ゾーン	住宅地	まちなか住宅地 ○都市拠点（大村駅周辺、新大村駅周辺）
		快適住宅地 ○都市拠点（市民病院周辺） ○地域拠点（車両基地駅周辺） ○地区拠点（松原駅、竹松駅、諏訪駅、鈴田出張所の周辺） ○上記の拠点周辺の市街地 ○国道34号及びJR大村線を骨格として平坦部に広がる住宅地など
		うるおい住宅地 ○地域拠点（医療センター周辺） ○JR大村線、郡川、長崎自動車道に囲まれた丘陵部の住宅地など
	商業・業務地	賑わい商業地 ○都市拠点（大村駅周辺、新大村駅周辺） ○シーハットおおむら周辺
		地域商業地 ○地域拠点（車両基地駅周辺） ○地区拠点（松原駅周辺、竹松駅周辺、諏訪駅周辺）
		沿道商業地 ○国道34号、都市計画道路池田森園線など
	工業地	○産業拠点（大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、第2大村ハイテクパーク周辺） ○大村湾沿岸部周辺の工業集積地区
	空港・公的用地	○長崎空港 ○自衛隊基地及び駐屯地
田園住宅ゾーン	田園住宅地	○地区拠点（福重出張所、萱瀬出張所、三浦出張所の周辺） ○郡川、長崎自動車道以東の丘陵地 ○鈴田川以南の丘陵地
	農用地	○丘陵地に広がる優良農地
森林ゾーン	山林地	○多良山系をはじめとした森林地区
海辺ゾーン	大村湾沿岸部	○大村湾沿岸部の水辺空間

I - 3 土地利用

(I) 都市ゾーン

①住宅地

- 充実した交通体系や都市機能、地域の特性を活かし、様々なライフスタイルに対応できる住宅地の形成を図ります。

まちなか住宅地(多様な機能が集積する複合住宅地)

- 歩いて暮らせるまちづくりを進める地区として、商業、行政、医療などの都市機能の集積を促進し、まちの賑わいを感じることができる利便性の高い住宅地の形成を目指します。
- 多様な機能が集積する利便性の高い住宅地の形成に向けて、新大村駅周辺においては、土地区画整理事業等により、道路や公園等をはじめとした都市基盤整備を推進します。また、大村駅周辺の中心市街地においては、共同住宅の立地促進や、蓄積された都市基盤の有効活用、適切な維持管理による良好な市街地環境の形成を図ります。



大村駅周辺

快適住宅地(身近なサービス施設と共に存する住宅地)

- 地域拠点や地区拠点などの中心部に徒歩や自転車、公共交通機関でアクセスすることができ、日常生活に必要なサービスを享受できる快適な住宅地の形成を目指します。
- 商業・業務地に近接する住宅地においては、良好な住環境を守ることを基本としつつも、生活に身近な商業施設や生活利便施設の立地が可能な土地利用を進めます。



水田町周辺

うるおい住宅地(専用住宅地)

- 静かな環境の中で落ち着いた生活ができる、うるおいのある住宅地の形成を目指します。
- 良好な居住環境の保全や創出を進めるにあたっては、地域住民との協働のまちづくりにより、地区計画などのルールづくりについて検討します。

第2章 全体構想

②商業・業務地

○賑わいの創出や日常生活における利便性の維持・向上を図るため、商業・業務地において各都市機能の維持や集積を図ります。

賑わい商業地

○賑わいあふれる市街地環境の形成を図るため、商業・業務をはじめ、行政、医療、文化、情報等、様々な都市機能の集積を誘導します。また、良好な市街地環境の形成を図るとともに、各種機能が集積し、誰もが安心して住むことができる都市型住宅の建設を誘導するなど、まちなか居住を推進し、複合型の土地利用形成を進めます。

○大村駅周辺の中心市街地においては、さらなる賑わい創出に向けて、プラザおおむら（市民交流プラザ）や、プラットおおむら（中心市街地複合ビル）、ミライ o n（県立・市立一体型図書館及び本市歴史資料館）等を活かしながら、中心商店街等を中心に商業施設の集積を図ります。

○新大村駅周辺においては、新幹線開業効果を活かした新たな賑わい創出に向けて、ビジネスや居住、観光など多様な都市活動や交流を生み出す商業・サービス産業等の立地を促進します。

○幸町周辺の大規模商業施設においては、都市の求心力の向上とまちの賑わいを創出する機能として、今後もその機能の維持・向上を促進します。

○賑わい商業地の形成に合わせて周辺に位置する大村公園や歴史的街なみ資源を活用し、ひと・もの・文化が交流する拠点の形成を進めます。



中心商店街



ミライ o n

地域商業地

○大村車両基地駅や松原駅、竹松駅、諏訪駅の周辺においては、地域住民の身近な生活利便を支える地区として、日常生活の買い物需要を満たす商業機能の維持・誘導を図ります。

沿道商業地

○近隣商業施設が集積する沿道商業地については、

他の商業地との役割分担に配慮しながら、市民の日常的なニーズに対応した商業・業務機能の維持・誘導に努めます。

○住宅との共存に留意するとともに、市街地形成のあり方や交通の円滑な処理と安全性に配慮しながら、土地利用の規制・誘導を進めます。



国道 34 号沿い

③工業地

- 長崎県央の地理特性や交通の要衝地としての特性を活かし、雇用の創出、産業の発展に向けた工業地の形成を図ります。
- 大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、第2大村ハイテクパークにおいては、県央の産業拠点として、既に立地している研究機関や民間企業との連携を図りながら、成長産業の誘致など高度な産業の集積を促進します。
- 産業の集積を進めるにあたっては、必要に応じて用途地域の見直しや特別用途地区、地区計画の指定により、その集約立地を誘導します。
- 海岸部周辺の工業が集積する地区については、既存の工業・物流機能の維持を図ります。
- 都市計画道路古賀島沖田線沿道をはじめ、住宅と工場が混在する地区では、土地利用動向を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しや地区計画の活用により、適正な土地利用の規制・誘導のあり方を検討します。

④その他

- 市街地内の低未利用地については、周辺の土地利用状況を踏まえながら、公園・広場の整備や宅地化の推進など、土地の有効活用について計画的に進めます。
- 市街地内に分布する農地は、都市の景観形成や防災性の向上、多様なレクリエーションの場としての有効活用の可能性も考慮しながら、市街化の動向を踏まえ、都市的土地利用への誘導を図ります。
- 老朽化した住宅が密集し、狭い道路が多い防災面などで問題のある地区については、良好な住環境の形成に向けて、地域住民との調整のもと、建物の更新時期に合わせて道路、公園の整備を進めるなど、計画的な市街地環境の改善方策を検討します。

(2) 田園住宅ゾーン及び森林ゾーン

①田園住宅地

- 用途地域周辺の丘陵地においては、里山などの自然環境と調和した、うるおいある住宅地の形成を図ります。
- 農地と宅地が混在する集落地においては、周辺の営農環境を保全しながら、適正な開発の規制・誘導や生活基盤の改善を行うことにより、集落環境の維持に努めます。
- 無秩序な市街化の進行を抑制し、自然環境と調和した田園住宅地の形成を図ります。

②農用地

- 丘陵部の農地においては、農業振興と農地保全を基本として市街化を抑制するとともに、農地が持つ生産、環境保全、防災などの多面的機能の保全を図ります。
- 用途地域周辺に分布する農地は、市街地にうるおいを与える緑地空間として、また無秩序な市街地拡大を防止する緩衝帯としての機能保全を図ります。



野岳町の農地

第2章 全体構想

③山林地

- 多良山系の山林については、豊かな緑地機能、水源かん養や土砂災害防止機能として、その保全を図ります。
- 自然環境の特性に応じて、自然と親しむ場の提供、スポーツ・レクリエーションの振興、グリーンツーリズムなど、緑の特性を活かした土地利用を進めます。



琴平岳

(3) 海辺ゾーン

- 市民が水とふれあい親しむことができる海辺については、良好な親水空間として、その保全を図ります。
- 大村市総合運動公園をはじめ海辺に位置する施設周辺の整備にあたっては、親水性を確保するなど周辺環境と調和した土地利用を進めます。また、レクリエーションなど水と親しめる交流の場として活用を図ります。
- 大村湾沿岸の良好な景観を形成している地区においては、「大村市景観計画」に基づき、海岸線の見晴らしや眺望の確保に努めるなど、周辺環境に配慮した土地利用の規制・誘導を進めます。



松原海水浴場

I-4 拠点整備

土地利用の規制・誘導方針を基本としながら、都市の活力や魅力を高め、良好な市街地環境の形成を図るため、地区特性に応じた市街地整備を進めます。

(1) 都市拠点

大村駅周辺、新大村駅周辺及び市民病院周辺は、産業・行政・医療・教育機能など多様なサービスを提供する都市の中心的な役割を担う場所として、それぞれの役割・規模に応じた都市機能の集積を図ります。また、これら3拠点が役割分担・連携し、一体となって市民生活や経済活動等を支えていくために、公共交通や道路網と拠点の連携強化を図ります。

大村駅周辺

- 歴史、文化をはじめ各都市機能が集積する大村駅周辺については、公共交通等の利便性を活かし、本市に住みながら市外へ通勤・通学を可能にするなど多様なライフスタイルを実現できる場として、便利で快適な市民生活と多様な交流・活動を支える都市機能の集積を図ります。
- 中心市街地の活力を支える居住人口の拡大を図るため、(仮称) 大村バスターミナル地区市街地再開発事業等による住宅供給を推進します。
- プラットおおむらやミライonなど、拠点施設の集積や交通利便性を活かして、中心商店街を中心に商業施設の集積・誘導を図り、魅力ある商業空間の形成を進めます。
- 市街地に身近な河川空間や長崎街道をはじめとした歴史的街なみを活かした歩行者道の整備を推進し、まちなかの回遊性の向上、魅力的な景観の創出を図ります。

○賑わいの創出、交流人口の拡大に向けて、NPO をはじめとする市民が主役のまちづくりを促進するとともに、イベントの開催支援など、市民との協働によるまちづくりを進めます。



市民交流プラザ



長崎街道大村藩宿場まつり

新大村駅周辺

- 広域交通との結節や高い交通利便性を活かし、本市に住みながら市外へ通勤・通学を可能にするなど多様なライフスタイルを実現できる場として、ビジネス、住居、商業、教育、交通など多様な都市機能の集積を図ります。
- 来訪者の利便性向上に向けた情報発信機能や人々の賑わい・交流を創出するため、周辺の公共用地等を含め、市街地環境のあり方について検討します。
- 新大村駅を起点に、人や地域の連携、賑わいの創出を図るため、市民・事業者等・市による協働のまちづくりを展開します。



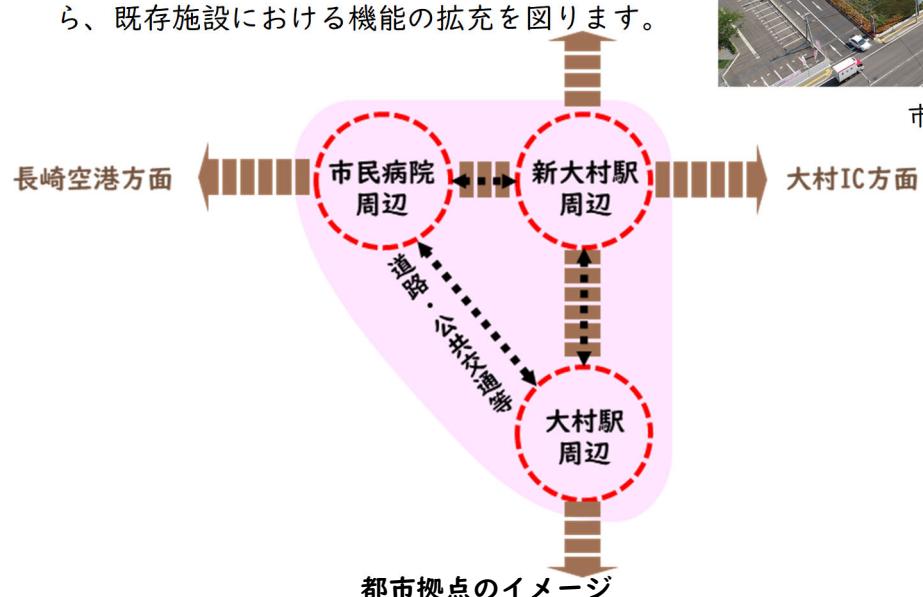
新大村駅

市民病院周辺

- 市民病院、消防署、警察署など既存施設の集積と、医療面や消防・防災面から市民の暮らしを支える場として、都市機能の維持・向上を図ります。
- 医療や、消防・防災等の行政サービスの観点から、既存施設における機能の拡充を図ります。



市民病院



第2章 全体構想

(2) 地域拠点

- 車両基地駅周辺と医療センター周辺は、市北部と市南部の地域の生活を支える場として、地域間格差を是正し、日常生活に求められる都市機能の維持・集積を図ります。
- 車両基地駅周辺においては、既存の教育施設を活かしながら、「大村市新幹線新大村駅（仮称）周辺地域まちづくり計画」や「大村市新幹線開業アクションプラン」に基づき、住居、商業、教育、福祉などの都市機能の維持・増進を図ります。
- 医療センター周辺においては、既存の長崎医療センターや活水女子大学を活かし、医療機能をはじめとした都市機能の維持・増進を図ります。



医療センター



大村車両基地駅

(3) 地区拠点

- 地域で安定した生活を営んでいくために、日常生活により密着した生活利便施設及び公共公益サービスの維持に努めるとともに、地域拠点や都市拠点への公共交通によるアクセスを向上させ、都市生活における利便性の確保に努めます。
- 地域が持つ特色ある伝統や文化を継承し、地域活力やコミュニティを維持していくための拠点整備について、地域住民と協働で進めます。
- 地区拠点となる鉄道駅周辺や出張所周辺については、商業、医療、文化等の集積特性を活かし、新たな都市機能の誘導による利便性向上と賑わい創出を図ります。また、歩道や駐輪場の整備など、徒歩・自転車や公共交通でアクセスしやすい交通環境の整備を図ります。

(4) 交通結節拠点

- 都市間交流や国際交流など、ひと・もの・情報の集積と連携により都市活力や賑わいを創出するため、交通結節機能の強化や市街地整備と連携した都市機能の誘導を図ります。
- 長崎空港、主要鉄道駅、高速道路 ICについて異なる交通モードが接続する場であり、市内外からの人流や物流を支える拠点として交通結節機能の強化を図ります。
- 航空機、鉄道、バス、タクシー、自転車、徒歩など、異なる交通モード間のスムーズな乗り換えを確保するため、交通結節施設の整備や周辺の都市基盤整備を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した交通環境の改善を図ります。



大村 IC

(5) 自然・レクリエーション拠点

○自然・レクリエーション拠点においては、豊かな自然環境等を活かし、自然とのふれあいや交流を促進する地区として、その機能の充実を図ります。



野岳湖公園

(6) 産業拠点

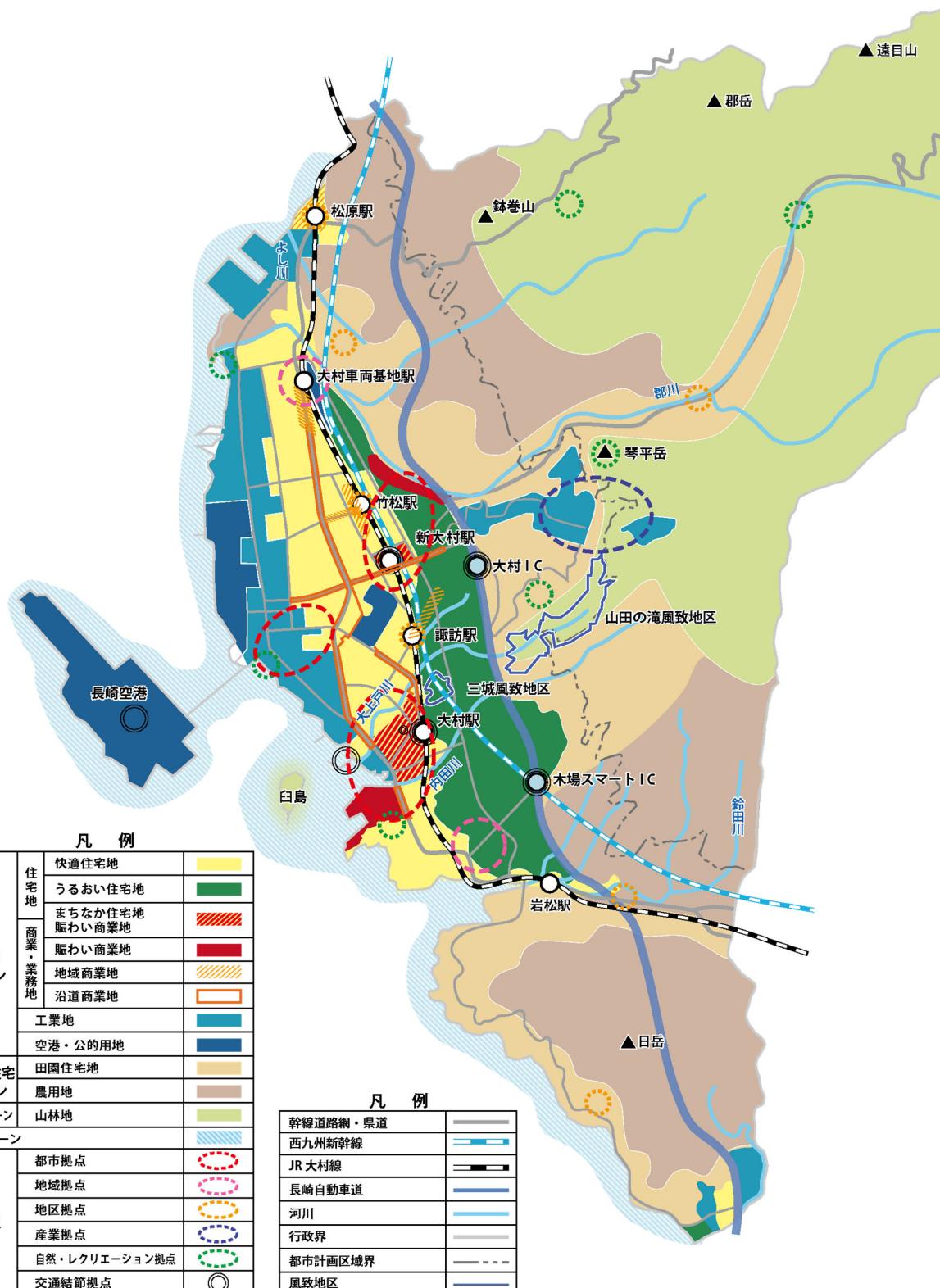
○大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、第2大村ハイテクパークにおいては、県央の産業拠点として、産官学の連携の促進や成長産業の誘致など、高度な産業の集積を促進します。



第2大村ハイテクパーク

第2章 全体構想

土地利用の方針図



2.2 道路・交通の整備方針

I-1 基本方針

都市の交流促進や国土強靭化に寄与する交通ネットワークの整備

都市間及び各地域の連携・交流の促進と円滑な交通処理を図るため、体系的な交通ネットワークの整備を進めます。特に、都市ゾーンにおいては、各拠点を結び都市の活力と賑わいを創出する交通ネットワークと、災害時の緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの整備を図ります。また、充実した高速交通体系を活かし国内外の交流や各種産業の振興を図るために、各交通機能の利便性向上と連携強化を推進します。

公共交通を軸とした環境にやさしい交通体系の創出

コンパクトで機能的なまちづくりの推進と環境負荷の軽減を図るため、都市の拠点と公共交通が有機的に連携し、過度に自動車に依存することなく、快適に移動できる公共交通を軸とした環境にやさしい交通体系の創出を図ります。また、本市が持つ、平坦でまとまりある市街地の特性を活かし、自転車交通と公共交通との連携に向けて取り組みます。

人にやさしい交通環境の整備

子どもからお年寄りまで、全ての人が安全・快適に暮らせるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの理念に基づいた交通環境の整備を推進します。特に、都市拠点や地域拠点、地区拠点では、歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けて、歩行者及び自転車が主役の人々にやさしい交通環境の整備を図ります。

I-2 整備方針

(I) 道路

①高規格幹線道路（長崎自動車道）

- 長崎自動車道については、長崎市や佐世保市など周辺都市との連携・交流や、佐賀県、福岡県方面などとの広域交流を促進する道路として活用を進めます。
- 木場スマートICの有効活用により、市南部の観光・レジャー施設への集客力の向上や、災害時に交通ネットワークの障害が発生しないようにアクセスの強化などを図ります。



木場スマート IC

②主要幹線道路

- 国道34号、国道444号などについては、都市間、市内各地域の連携・交流を担う主要幹線道路として整備を推進します。そのため、国道34号大村諫早拡幅及び大村拡幅事業など、慢性的な渋滞が発生する箇所については、総合的な観点から交通環境の改善に向けて取り組みます。



国道34号大村諫早拡幅完成イメージ

第2章 全体構想

③幹線道路・補助幹線道路

- 県道については、市内各地域や拠点の連携・交流を促進する幹線道路として整備を進めます。
- 西九州新幹線の開業等による交通需要の変化などを踏まえ、鬼橋坂口線などの都市計画道路の整備を進めます。また、事業実施が未定である都市計画道路については、計画の必要性や実現性の評価により見直しを行います。
- 主要幹線道路と幹線道路を結ぶとともに、市内の円滑な交通処理を図る補助幹線道路の整備を進めます。
- 国道34号を軸として、東西を結ぶ各幹線道路を整備することにより、機能的な道路網を整備します。

④その他（生活道路など）

- 地域の身近な道路については、住宅地内を通過する交通の排除及び歩行者や自転車通行の安全に配慮した交通環境の確保に努めます。
- 都市の安全性を確保するため、緊急車両の通行やスムーズな車両の相互通行ができるよう狭い道路の改善を進めます。
- 長寿命化計画に基づき、道路施設の適切な維持管理に努めます。また、市道の一部については、「おおむら道路里親制度」（アダプトプログラム）を通じて、ボランティアによる道路の管理と美化活動を推進します。

（2）公共交通

①高速交通

- 県や関係団体と連携し、空の玄関口である長崎空港の国内・国際路線の拡充や物流機能の強化を推進するとともに、長崎空港の24時間化の実現に向けて、国や県に要望していきます。
- 新たな交流の創出が期待される西九州新幹線については、開業に向けて関係機関や関係自治体との連携強化を図りながら、「大村市新幹線開業アクションプラン」に基づき、開業に向けた事業の促進や地域振興に向けた取り組みを進めます。また、令和4（2022）年秋の西九州新幹線の対面乗換方式による開業は、あくまでも暫定的なものであるため、大幅な時間短縮効果等による交流人口の拡大をはじめとする多くのメリットが期待される、武雄温泉～新鳥栖間の全線フル規格による整備の実現を目指します。

②鉄道

- 生活の足としての機能を確保するため、利便性向上に向けた施策・支援の充実を図ります。
- 西九州新幹線の開業にあたり、在来線への乗り換え利便性を高めるため、土地区画整理事業等を推進し、新大村駅東口及び西口における駅前広場等の整備を進めます。



長崎空港



JR 大村線

③バス

- 「大村市地域公共交通網形成計画」や「大村市地域公共交通再編実施計画」に基づき、市街地を運行する路線バスの運行間隔の短縮や、郊外の移動手段の見直しによる利便性向上、新幹線開業に合わせたバス路線の新設・既存路線の見直しを進めます。
- 広域交通を支える高速路線バスについては、既存路線の維持やさらなる利便性の向上を図ります。

④その他

- 山間部をはじめとする公共交通の空白地域の解消や高齢社会に対応した身近な公共交通の確保のため、市民・事業者等・市の連携のもと、乗合タクシーの充実を図ります。

(3) 歩行者・自転車

①人にやさしい交通環境

- 歩行者や自転車が安全で快適に通行できるよう、各幹線道路を軸に歩道や自転車通行帯等の整備を進めます。
- 歩道や自転車通行帯等の整備に合わせて、交通安全施設の整備や交通安全対策を行うことで、人にやさしい交通環境の整備を推進します。特に、通学路においては、地域住民や警察など関係機関との連携を図りながら安全な交通環境の整備に努めます。



自転車通行帯（池田沖田線）

②歩行者

- ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全に安心して利用できる歩行者空間の整備を推進します。
- 都市拠点や地域拠点、地区拠点、上小路地区周辺では、回遊性の向上に向けて、駐車場・駐輪場、公園の配置や景観に配慮した街なみ整備を進めるなど、まちづくりと一体となった歩行者ネットワークの整備に努めます。

③自転車

- 環境にやさしいまちづくりの推進、コンパクトな市街地形成における交通手段として、自転車利用の促進に向けた取り組みを進めます。
- 「大村市自転車活用推進計画」に基づき、自転車を安全に快適に利用するための環境整備とともに、観光振興や市民の健康増進、環境負荷の低減に向けた自転車の活用を推進します。
- 交通安全に関する講習会や自転車安全利用推進街頭キャンペーンなど、自転車利用に関するマナーの啓発活動を実施し、自転車と歩行者が共存する仕組みについて検討します。



安全・安心まちづくりキャンペーン

第2章 全体構想

(4) その他

①駐車場・駐輪場

- 各都市機能が集積する都市拠点において、円滑な道路交通を確保するため、駐車場の整備を進め、適正な運営・維持管理に努め、回遊性の向上や歩行者の安全性を確保するため適正な配置を検討します。
- 環境にやさしい交通体系の検討に合わせて、公共交通と自転車の乗り継ぎ拠点において駐輪場の確保に努めます。



大村駅前駐輪場



東本町第2駐車場

②交通結節点

- 長崎空港や駅周辺、大村IC周辺をはじめ、異なる交通の乗り換えが円滑に進むよう交通結節点の利便性向上を図ります。
- 駅をはじめとする交通結節点が地域の拠点となることから、都市景観の創出や地域の活性化に向けた取り組みなど、周辺を含め一体的なまちづくりを検討します。

道路の整備方針図



第2章 全体構想

2.3 水とみどりの整備方針

I-1 基本方針

豊かな自然環境の保全と活用

うるおいとゆとりに満ちたまちづくりを進めるため、多良山系等をはじめとした自然豊かなみどり、また大村湾や郡川に代表される豊かな水辺環境の保全と活用を進めます。

みどり豊かな都市空間の創出

市民生活における憩いの場、災害時における避難場所として、地域に身近な公園・緑地の整備を進めます。また、みどり豊かな都市空間の創出を図るために、道路や公園、住宅等における緑化の推進や親水空間の創出を図ります。

協働の取り組み

豊かな水とみどりを守り、育て、活用していくために、協働による取り組みを促進します。

I-2 整備方針

(1) 自然環境の保全と活用

①自然環境の保全

- 多良山系をはじめ、市街地を取り囲む農地や山林は、水源かん養機能や土砂災害防止機能などを持つ豊かな自然資源として保全を図ります。
- 大村湾の環境基準を達成するために下水処理の高度処理化を進めます。
- 大村湾については、「大村湾沿岸海岸保全基本計画」に基づき、長崎県や大村湾流域市町等で組織する「大村湾をきれいにする会」等と連携を図りながら、環境保全に努めます。
- 魅力的な都市空間を創出することに加え、生物多様性の確保に資する野生生物の生息・生育環境を形成することに配慮し、水とみどりの保全や環境整備を進めます。

②自然環境の活用

- 自然を活かしたツアーやしゃくなげ祭りなど、市民あるいは訪れる人が、様々な余暇活動を楽しむ場として、大村湾、野岳湖、琴平岳及び裏見の滝自然花苑などの自然資源の活用を図ります。
- 大村市グリーン・ツーリズム推進協議会等との連携により、豊かな自然環境等を活かした農業体験や食育体験などの体験型観光の強化に努め、都市と農村との交流を推進します。
- 市街地周辺の農地については、都市農業の振興施策と連携しながら、都市の景観形成や防災性の向上、多様なレクリエーションを楽しめる場としての有効活用を検討します。



野岳湖



裏見の滝自然花苑

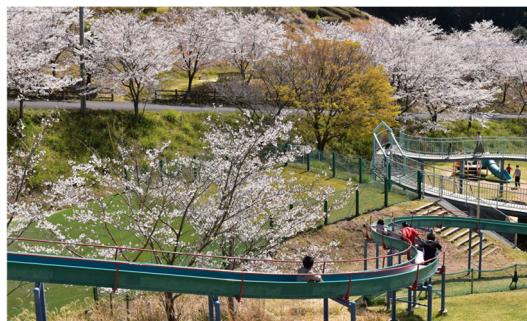
(2) 水とみどりのネットワーク

①水とみどりの拠点整備

- 自然・レクリエーション資源が集積する地区や、歴史・文化、自然と親しむことができる大規模な公園については、「みどりの拠点」と位置づけ、その機能強化を図ります。
- 大村湾沿岸に位置する大村公園、森園公園、大村市総合運動公園、松原しおさい公園においては、海（水）とふれあい親しむことができる水辺空間の形成を図るなど、市民・来訪者が自然と親しみ交流する場として活用を進めます。また、市街地に近い特徴を活かして、都市の魅力と賑わいを演出する環境整備を図ります。
- スポーツや健康増進の拠点として、大村市総合運動公園の整備を図り、大規模なスポーツ大会の開催や市民スポーツを推進します。さらに、本市の自然環境を活かしたアウトドアスポーツツーリズムを推進するため、「大村市アウトドアグランドデザイン」に基づき、公園施設のリニューアルを図ります。



大村公園



琴平スカイパーク

②河川・水辺空間の整備

- 鹿ノ島、玖島崎周辺などの海岸部については、海と調和した美しい景観や大村藩お船蔵跡など周辺に分布する歴史資源を活用しながら、歴史的な水辺空間として保全を図ります。
- 海岸の整備にあたっては「大村湾沿岸海岸保全基本計画」に基づき、自然への配慮、水質保全を図るなど、良好な海岸環境の形成に努めます。また、プレジャーボートなどの係留港湾施設について、県と連携しながら魅力的な海辺空間の整備・維持管理に取り組みます。
- 身近に水と親しむことができる海辺や河川空間については、親水性を確保するため自然環境に配慮しながら、緩傾斜護岸や階段工等による河川・海岸整備を進めます。
- 特に、郡川、大上戸川をはじめ市街地を流れる主要な河川や森園公園から幸町周辺の海岸部については、水と親しみを感じる散策路やサイクリングロードの整備など、市街地と一体的な水辺空間の創出を図ります。



ガラスの砂浜（森園公園）



大上戸川

第2章 全体構想

③水とみどりのネットワークの形成

- 大村湾の海岸線や主要な河川、海岸部については、美しい都市空間を構成する要素として、また身近に水と親しむことができる水辺空間として、その機能の保全や充実を図ります。
- 市街地を取り囲む斜面緑地については、起伏に富み都市にやすらぎを与えるみどりの空間として、その保全を図ります。
- 各幹線道路の整備にあたっては、街路樹や花壇の整備によりみどりの連続化を図ることや、うるおいのある歩行者空間を創出するなど、都市の魅力を演出する空間づくりを推進します。
- 海岸線や河川、斜面緑地や幹線道路などの連続したみどりを骨格として、「みどりの拠点」や市街地を有機的に結ぶことで「水とみどりのネットワーク」を形成し、うるおいある都市空間の創出や、海～まち～里山～山が共生するまちづくりを進めます。



郡川



国道34号沿道

(3) 身近な公園・緑地の整備

① 身近な公園の整備

- 地域住民の身近な憩いの場、防災空間としての役割に配慮しながら、公園・緑地の適正配置に努めます。
- 公園利用者の安全性を確保するため、「大村市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の改修や機能の更新を進めるとともに、利用者ニーズに対応した利用方法や維持管理方法について検討します。

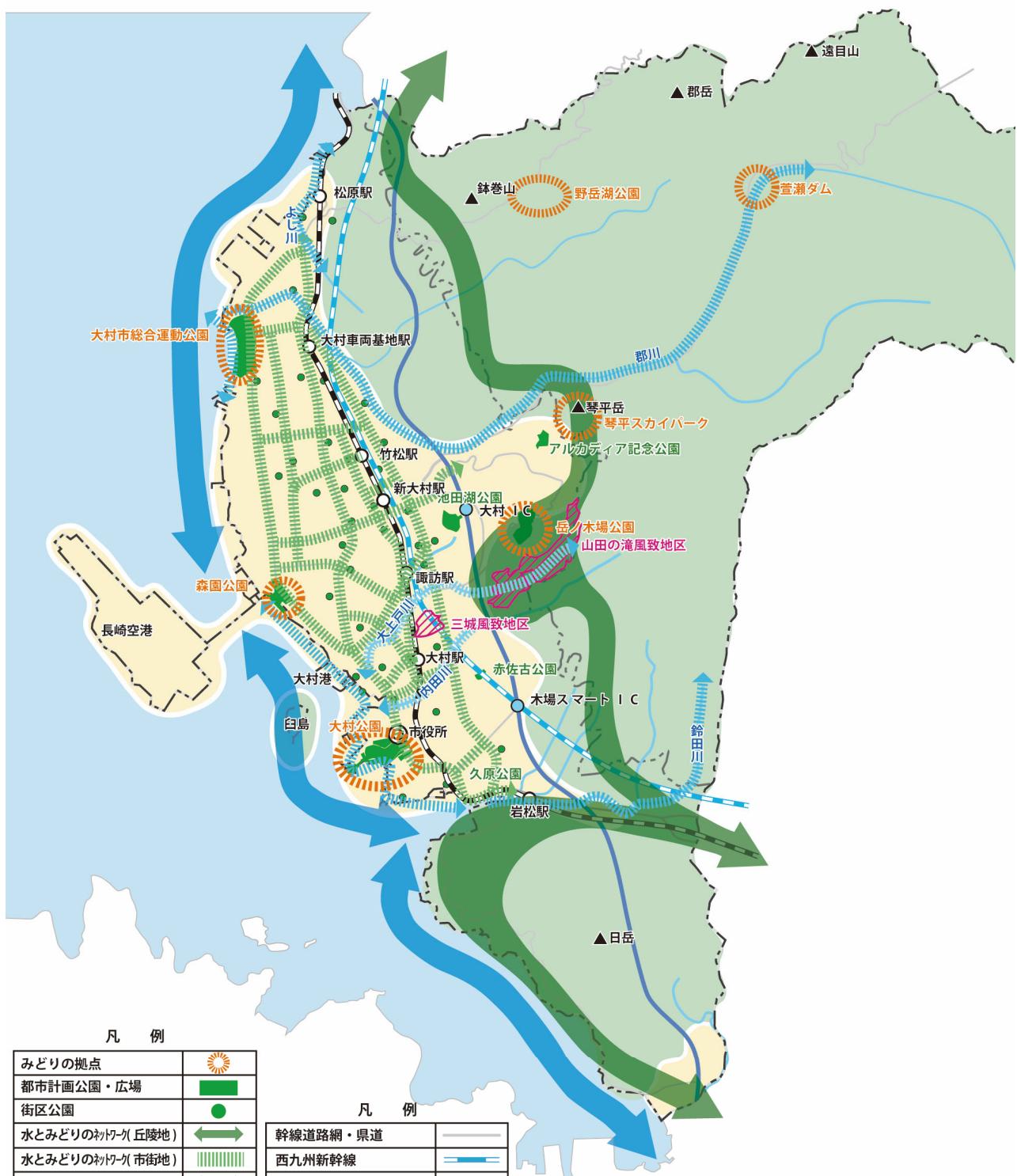
② 身近な緑地の整備

- 公園や広場をはじめとした施設緑地、風致地区として定められた地域性緑地など、暮らしに身近な緑地の保全に努めます。
- みどり豊かな都市空間の創出に向けて、主要な道路、駅前広場の都市施設や拠点となる公共施設の緑化整備に努めます。

(4) 協働による取り組み

- 市民ワークショップの開催など、市民主体のまちづくりを推進し、地区計画や緑化協定等を活用しながら、身近なみどりの保全・創出を誘導します。
- 関係機関、NPO、市民と連携し、子どもをはじめ市民が水とみどりにふれ、関心を持つことができる機会の充実に努めます。
- 各地域の活動と連携した花いっぱい運動の促進や、桜まつり、花菖蒲まつりなどの“花を活かしたまちづくり”を推進します。

水とみどりの整備方針図



第2章 全体構想

2.4 上下水道の整備方針

I-1 基本方針

良質で安全な水の安定供給

安全でおいしい水を将来にわたって安定的に供給していくために、新規水源の確保、適切な水質管理、水道施設の計画的な更新・耐震化を推進します。

快適な市民生活と良好な水質環境の確保

安全で快適な市民生活を確保するとともに、大村湾をはじめ美しく豊かな水辺の水質環境を保全していくため、公共下水道の整備促進を図るとともに、施設の適正な維持管理を行います。

I-2 整備方針

(I) 上水道

上水道の安定供給

- 「おおむら水道ビジョン2021」に基づき、安全・強靭・持続の観点から、安全・安心な水の安定供給を目指します。
- 水需要の動向及び水源能力を的確に把握し、萱瀬ダムからの取水制限が発生した場合でも十分な水量が確保できるよう、新規水源の開発及び既存水源の改修を計画的に行います。
- 水道管路については、経過年数、漏水実績の評価に基づいた管路更新計画により、更新及び耐震化を進めます。また、坂口浄水場をはじめ水道施設についても、更新及び耐震化を計画的に進めます。
- 災害時に迅速かつ的確な応急給水が実施できるように必要な資機材の確保、関係機関との連携を図ります。
- 水の有効利用を促進していくため、「水道週間」などを通じて、限りある水資源に対する市民・企業の認識を高めるなど、節水意識の普及啓発に努めます。



萱瀬ダム



坂口浄水場

(2) 下水道

①下水道整備の推進

- 「大村市公共下水道事業基本計画」に基づき、土地利用方針との整合を図りながら、下水道未整備区域における汚水管渠の整備や、老朽化が進む施設の改築更新を進めます。また、都市の安全性を確保するため、住宅等への浸水防止に向けた雨水幹線・枝線の整備を進めます。
- 大村浄水管理センターの水処理施設の耐震化、改築更新を図るとともに、高度処理施設の建設を推進します。
- 「おおむら汚水処理構想」に基づき、農業集落排水7地区を公共下水道処理施設へ統合し、適正な維持管理と効率的な汚水処理を推進します。
- 公共下水道事業・農業集落排水事業の区域外においては、合併処理浄化槽の整備を促進し、適正な維持管理に努めます。
- 安定した下水道機能の維持と向上を図るため、汚水施設老朽化調査等に基づき、破損や老朽化が著しい箇所の計画的な補修を進めます。



大村浄水管理センター



汚水管布設状況

②環境に配慮した取り組み

- 大村湾の環境基準を達成するために、下水処理の高度処理化を進めます。
- 循環型社会の構築に向けて、下水道処理水については場内の機械用水や、環境センターの冷却水、森園公園の親水用水などとして有効活用を図ります。また、下水処理に伴う発生汚泥の減量化や堆肥などへのリサイクル化を進めます。
- 設備の改築更新に合わせて、省エネルギー機器の導入を図ります。

第2章 全体構想

2.5 居住環境の整備方針

I-1 基本方針

多様な暮らしのニーズに応じた良好な居住環境の創出

本市が持つ豊かな自然や歴史・文化、本市の充実した高速交通体系を活かし、市民はもとより移住希望者に対しても魅力的な居住の場となるよう、多様な暮らしのニーズに対応した良好な居住環境の創出を図ります。



市営住宅（竹松アパート）

I-2 整備方針

(1) 居住環境の整備

① 良質な公営住宅の確保

- 「大村市営住宅長寿命化計画」等に基づき、ユニバーサルデザインや環境負荷の低減に配慮した公営住宅の整備を進めます。
- 老朽化した公営住宅については、長寿命化に向けた改修、建替えまたは解体・用途廃止を進めます。

② 多様な居住環境の創出

○子育て世帯や高齢者世帯などライフステージに応じた住まい方や、まちなか居住、田舎暮らしなど、人々のライフスタイルや価値観に応じて多様な住まい方が実現できるよう、本市の特性を活かした居住環境の創出を図ります。

○都市計画法に基づいた地区計画制度などの活用により、地域の実情に即したきめの細かい魅力ある居住環境を創出します。また、木造住宅の耐震化や省エネルギー化、バリアフリー化を促進し、安全で暮らしやすい居住環境を創出します。

○定住促進に向けて、本市へのU I Jターン希望者に対する情報発信や支援などに対する取り組みを進めます。



移住相談窓口

(2) 環境にやさしいまちづくり

環境に配慮した市街地の形成

○一定規模以上の市街地整備事業を進める地区においては、エネルギーの面的利用をはじめ、低炭素型まちづくりの取り組みを進めます。

2.6 景観形成の整備方針

I-1 基本方針

個性ある景観資源の保全と活用

本市を囲む大村湾や多良山系などの豊かな自然や、既成市街地周辺に広がる農地や里山は、美しい景観を形成する骨格として、その保全を図ります。また、本市の歴史・文化を伝え、個性を形づくる資源として、城下町や宿場町など歴史遺産を活かした景観づくりを推進します。

優れた景観と調和する街なみの創出

本市の個性を発揮し魅力的な都市空間を創出するため、自然景観、田園景観及び歴史景観と調和した街なみの創出を図ります。また、住む人も訪れる人も魅力あるまちとしての認識が深まるような都市景観の創出を進めます。

景観の保全・創出にあたっては、「大村市景観計画」に基づき進めます。

I-2 整備方針

(I) 自然景観

美しく豊かな自然景観の保全

- 市街地の後背地に広がる山地については、保安林、風致地区など、法令の適正な運用によって緑豊かな自然景観の保全を図ります。
- 市街地周辺や丘陵地の農地や里山については、無秩序な市街化の抑制とともに営農環境の維持や農地と調和した集落地景観の形成、地域を特徴づける石垣・生垣・樹林等の保全により良好な田園景観の保全を図ります。
- 大村湾に面した海辺については、海岸線の見晴らしや眺望を保つため、景観に配慮した土地利用を進めます。
- 郡川、鈴田川などの主要河川については、海～まち～里山～山のそれぞれの景観を結ぶ軸として周辺環境と調和した河川景観の創出を図ります。



山田の滝



丘陵地の農地

第2章 全体構想

(2) 歴史景観

伝統・文化を彩る歴史景観の保全

- 歴史的な雰囲気を残す玖島城跡周辺の市街地については、風格と伝統の城下町地域として、歴史的街なみを形成する要素は積極的に保全し、周囲の建築物等もそれに見習う形で形態や色彩に配慮した歴史的街なみを活かした居住環境の形成を進めます。また、城下町の骨格を成す小路や散策路、旧長崎街道、公園等においては、市内外からの来訪者や住民が歴史的雰囲気を感じながら散策や交流ができるよう景観整備を進めます。
- 大村公園については、桜、花菖蒲、城跡等の自然、歴史・文化資源が融合する本市のシンボル的な文化的景観として、その保全と活用を図ります。
- その他市内に分布する歴史・文化資源を適切に保全・維持するとともに、地域の景観シンボルとして活用し、地域の魅力を高める景観づくりを進めます。



上小路



小姓小路

(3) 都市景観

① 魅力的な市街地景観の形成

- 住みやすい都市としての魅力を高めるため、地区計画や建築協定などを活用し、地区特性に応じた景観の創出を図ります。また、「大村市空家等対策計画」に基づく空家等の適正管理や利活用の促進等により景観の維持を図ります。
- 市街地を囲む自然景観の眺望や見晴らしを確保するため、大規模な建築物等については、市街地からの山並みの見え方に配慮した位置や規模となるよう誘導を図ります。
- 市街地内の幹線道路では、街路樹や花壇の整備など緑豊かな道路景観の形成を図ります。
- 国道34号などの主要幹線道路の沿線地区においては、周辺と調和したまとまりのある沿道景観となるよう、景観形成に影響を与えると予想される施設について基準等を設け、良好な沿道景観の形成を図ります。
- 大村駅前や空港、新大村駅、インターインター周辺などまちの顔となる拠点周辺の沿道では、その地域にふさわしい道路景観づくりを進めます。
- 生活に身近な水辺空間については、親水空間の整備や沿道の植樹など、市民が憩い安らぎを感じる景観の創出を図ります。



池田沖田線



杭出津松原線

②シンボル的な都市景観の創出

- 大村駅やその周辺の商店街、新大村駅周辺など市の都市拠点として観光客や買い物客などが多く集まる場所では、賑わいと良好な環境で形成された都市景観の創出や、個別のデザインの質を高めた新しい景観シンボルの創造を図ります。
- 主要な公共施設の整備・改善にあたっては、景観に配慮したデザインの誘導を行います。

(4) 景観形成の推進

①景観施策の推進

- 大村市景観条例及び大村市屋外広告物条例に基づき、良好な景観形成のための建築物等の規制・誘導を行います。
- 景観条例に基づく助成や専門家派遣の支援制度、地区計画や協定などの活用により、市民が主体となった景観づくりを誘導します。
- 道路や河川、公園、公共建築物等の公共空間については、地域特性に応じた都市景観形成の事業を積極的に展開し、魅力的な公共空間の創出に努めます。
- 景観活動を誘発するため、民間の優れたデザイン活動を表彰する制度の充実を図り、景観形成に対する助成・支援措置を行います。



第10回大村市景観賞（ミライ〇ん）



令和2年大村市景観写真コンクール
最優秀賞

②協働による景観づくり

- 市民、事業者、行政が、それぞれの役割や景観形成に対する共通認識を持った協働による景観づくりを推進します。
- 市民や事業者が景観まちづくり活動に主体性をもって取り組めるよう、景観意識啓発や景観形成の推進体制などの機能的な仕組みづくりを進めます。
- 景観ワークショップ、セミナー、シンポジウムなどを開催し、景観について考える機会の充実と意識の高揚を図り、市民や事業者との連携を強化します。

第2章 全体構想

2.7 安全・安心まちづくりの方針

I-1 基本方針

災害に強いまちづくり

市民が安全・安心に暮らせるよう、治山・治水や都市基盤整備をはじめ総合的な防災・減災対策により、自然災害の被害の低減・回避、早期の復旧・復興を実現できる、自然災害に強いまちづくりを進めます。

防犯環境の向上

安心して暮らせる居住環境の形成に向けて、防犯の視点に立ったまちづくりを進めます。

I-2 整備方針

(I) 治山・治水

①総合的な防災・減災対策

- 都市計画法をはじめ、農地法、森林法等の土地利用に関する法令を適正に運用することにより農地・森林の保全に努め、水害・土砂災害等に対する防災機能の維持を図ります。
- 近年の気候変動による大規模自然災害を踏まえ、国の防災・減災・国土強靭化のための対策に連携して、「大村市国土強靭化地域計画」や「大村市地域防災計画・水防計画」に基づき、水害リスクを考慮した対応が必要になるため、流域治水対策への転換を推進し、総合的な防災・減災対策に取り組みます。

②災害防止対策の推進

- 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等において、国や長崎県と連携しながら、土砂災害防止対策を進めます。
- 治水機能の向上と浸水被害の防止・軽減を図るため、国や長崎県と連携しながら、河川の改修、しゅん渫を促進します。
- 市街地の浸水被害の対策にあたっては、河川改修と下水道事業を連携して進めます。



土砂災害防止対策



雨水ボックスカルバート布設状況

(2) 都市防災

① 災害に強い都市基盤の整備

- 緊急輸送機能の強化に向けて、災害時における迅速な避難や救助、物資供給等を支える道路の整備・維持管理を推進し、道路ネットワークの充実を図ります。
- 上水道、電気、ガス、下水道等の日常生活に不可欠なライフラインについては、災害時にもその機能が維持されるよう、各都市施設の耐震性の向上に努めます。
- 緊急車両の円滑な通行を確保するとともに延焼遮断機能の向上を図るため、適正な道路幅員の確保や公園の適正配置に努めます。
- 指定避難所や備蓄倉庫など防災関連施設の整備を推進するとともに、災害時に備え、非常食や飲料水、衛生用品などの備蓄品の確保に努めます。

② 災害に強い市街地の形成

- 自然災害による被害が予想される地域への市街地拡大を抑制するとともに、人命や財産保護の観点から、特に危険性が高い地域については、より安全な地域への居住の誘導を推進します。
- 「耐震改修促進計画」に基づき、公共施設の耐震・補強を行い、地震に強い施設整備を進めます。
- 民間施設や一般住宅についても、耐震化の必要性について、普及啓発に努め、耐震化に向けた支援を推進し、都市防災能力の強化を進めます。また、地震による壊の倒壊を防ぐため、危険なコンクリートブロック壊の撤去を促進します。
- 建築物が密集する市街地においては、火災の延焼防止を図るため防火地域や準防火地域の指定を検討します。
- 長崎県と連携して、大規模盛土造成地マップの作成・公表を行い、地震等による災害の発生が予測される大規模盛土造成地における被害の軽減、防止を促進します。



指定避難所（中地区公民館）



マンホールトイレ（郡中学校）

(3) 防犯環境の整備

- 犯罪が発生しにくい都市環境を形成するため、公園や道路における夜間照明の整備を図るなど、防犯に配慮した施設整備を進めます。
- 安心して暮らせる居住環境を形成するため、防災、交通、福祉等の各分野との連携を図りながら、防犯カメラなど必要な施設の整備や改善に努めます。
- 「大村市空家等対策計画」に基づき、空家等の適正な管理を促進し、犯罪が発生しにくい居住環境の形成を図ります。